

# 波田白樺ジュニアクラブ運営規定

## 1. 名 称

本クラブは、波田白樺ジュニアクラブと称し、事務局を松本市波田 4417(武居木材(株)内)とする。

## 2. 理念と目的

少年軟式野球を通して健全な身体の育成と、スポーツマンとしての秩序と礼儀を鍛練すると共に、野球技術の基本を習得し、そして野球の楽しさを知ることにより、野球の底辺の拡大と発展に寄与します。

野球を通じて世代を超えた親睦を深め、町づくりへの貢献と地域から愛されるクラブチームを目指します。

## 3. 事業内容

前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 練習
- (2) 各種大会への積極参加
- (3) 審判講習会及びその他行事へ参加
- (4) リクレーション事業の開催

## 4. 組 織

### (1)理事会

本クラブの理事会メンバーは理事会で決定し、本クラブの最高意思決定機関とする。

### (2)保護者会

児童の保護者により構成される。

### (3)役員会

本クラブの円滑な運営の為に以下の役員を設けるものとする。任期は1年とする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 会計 1名 (会計は副会長が兼務することができる)
- ④ 会計監査 1名 (次年度の役員が会計監査するものとする)

\* 指摘事項がある場合には、代表理事へ報告するものとする。

### (4)指導者

野球指導者として以下の体制を執る。

- ① 監督 1名(理事会の承認により決定する。)
- ② コーチ 若干名(監督の推薦により決定する。)

以上任期は2年とする。但し再任は妨げない。

## 5. 総 会

総会は年 1 回開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

総会において以下の事を決定するものとする。

- (1) 役員承認
- (2) 会計報告及び収支予算(会計年度は、毎年 12 月 1 日に始まり、11 月 30 日に終わる。)
- (3) 会費の決定

## 6. 運営規定の改正

本クラブの規定は理事会過半数の議決で改正することとする。

本規定は平成 14 年 4 月 1 日より実施される。但し、平成 20 年 1 月 20 日より一部改訂実施される。

(改訂履歴)

\*平成 14 年 4 月 1 日制定

\*平成 17 年 4 月 1 日改訂。

- ・組織運営の表示追記(理事会、保護者会)
- ・監督の決定方法を追記する。

\*平成 17 年 11 月 27 日改訂。

- ・理念と目的を運営規定に明記する。
- ・会計年度を 4 月から 3 月を 1 月から 12 月に変更する。
- ・役員会に会計を追記する。

\*平成 18 年 9 月 8 日改訂。

- ・クラブ名に波田をつけて「波田白樺ジュニアクラブ」とする。

\*平成 19 年 1 月 13 日改訂。

- ・会計監査を規定に追記する。

\*平成 20 年 1 月 20 日改訂。

- ・会計年度を 1 月から 12 月を 12 月から 11 月に変更する。